③　次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、それぞれアからウまでに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウまでに示す点数以上であること。）。

ア　建築工事　1,200点以上

ただし、整備対象施設のうち、生徒寮、射撃場又は道場・体育館のいずれか１棟を分担して施工を行う場合（以下「工区別分担施工」という。）の当該建設企業（以下「工区別分担施工建設企業」という。）は、1,100点以上とする。

イ　電気設備工事　1,100点以上

ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

④　下記アからエまでのいずれかの実績を有していること。

ただし、複数の建設企業が下記アからウまでの工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。

また、平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）で低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）以外の工事にあっては、工事成績評定が65点未満でないことで実績とする。

また、低入札工事にあっては工事成績評定が70点未満でないことで実績とする。

ア　平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ＡからＣまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること。

Ａ　工事種別　建築工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ａ　建物用途　新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。

ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ　建物規模　延べ床面積20,000㎡以上

ｄ　階数　地上３階以上

ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。

Ｂ　工事種別　電気設備工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ａ　建物用途　Ａａに同じ。

ｂ　工事種目　電灯設備

ｃ　建物規模　Ａｃに同じ。

ｄ　階数　Ａｄに同じ。

ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。

Ｃ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ａ　建物用途　Ａａに同じ。

ｂ　工事種目　空気調和設備

ｃ　建物規模　Ａｃに同じ。

ｄ　階数　Ａｄに同じ。

ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。

イ　経常ＪＶにおいては、当該経常ＪＶ構成員のうち１社が「同種工事の実績」を有し、その他の経常ＪＶ構成員は平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ＤからＦまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他経常ＪＶ構成員の実績」という。）を有すること。

Ｄ　工事種別　建築工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ａ　建物用途　新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。

ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ　建物規模　延べ床面積3,000㎡以上

ｄ　階数　問わない

ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。

Ｅ　工事種別　電気設備工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ａ　建物用途　Ｄａに同じ。

ｂ　工事種目　電灯設備

ｃ　建物規模　Ｄｃに同じ。

ｄ　階数　Ｄｄに同じ。

ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。

Ｆ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ａ　建物用途　Ｄａに同じ。

ｂ　工事種目　空気調和設備

ｃ　建物規模　Ｄｃに同じ。

ｄ　階数　Ｄｄに同じ。

ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。

ウ　複数の建設企業が同一工事種別の事業を共同して行う場合は、建設企業の内１社が「同種工事の実績」を有し、その他の建設企業は「その他経常ＪＶ構成員の実績」を有していること。

エ　「工区別分担施工」を行う場合は、建設企業のうち１社が「同種工事の実績」を有し、「工区別分担施工建設企業」は下記ＧからＩのうち該当する施設の施工実績を有すること。

Ｇ　生徒寮

工事種別　建築工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ａ　建物用途　新築の集合住宅、宿泊施設又は類似施設

なお、類似施設とは、宿泊室及び寮室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。

ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ　建物規模　延べ床面積6,000㎡以上

ｄ　階数　地上３階以上

ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。